



重要事項説明



当園の基本理念・方針

【保育理念】

- ・一人ひとりの個性を大切に心の寄り添った保育を実施し続ける
- ・子ども、保護者の方に、ひとりひとり丁寧に寄り添う

【保育方針】

- ・乳幼児期に相応しい環境の中で、一人ひとりがよりよく生きようとする力の基礎を培う
- ・心と身体の自立を促す保育を行う
- ・入園する子どもの保護者への支援と地域の子育て支援を行う

【保育目標】

- ・心身ともに健康な子ども
- ・考えることを楽しむ子ども
- ・自分の想いを表現する子ども
- ・ルールを理解し見通しをもって生活をする子ども
- ・相手を思いやり信頼関係を築ける子ども
- ・相手を認め協力し合える子ども
- ・小さな挑戦を繰り返し達成できる子ども



緊急時災害避難経路

- 電話番号 ⇒ 070-7513-1429 (園長携帯)
- 避難命令 ⇒ 第一避難場所：江東公園 第二避難場所：猿江恩賜公園
水災害時避難場所：区立川南小学校



緊急時連絡ツール

当園では災害緊急時に備え、『災害伝言板』『コドモンアプリ』を使用し、お子さまの安否確認や被害状況をお知らせ致します。
別途配布の「災害時オペレーションマニュアル」も必ずご確認ください。

■操作方法：171災害伝言ダイヤル

- ① “171”に電話をかける
- ②ガイダンスに従い『2』（再生する）を押す
- ③連絡をとりたい電話番号（保育園の電話番号）を市外局番からプッシュ
- ④『伝言をお伝えします。』のガイダンスが流れるので、メッセージを確認

■操作方法：コドモンアプリ ※アプリの初期設定方法は別途配布

- ①『コドモンアプリ』を開く
- ②Home画面に“お知らせ”のタイトルと内容の一部が表示
※新着順に表示
※表示されていない場合には、画面下部のアイコンより「Home」をタップして画面を更新
- ③表示をクリックし、全文を確認する



1. 運営主体

| | |
|-----------|----------------|
| 運 営 者 名 称 | 株式会社キッズホーム欒 |
| 代 表 者 氏 名 | 國澤 佳奈子 |
| 資 本 金 | 100,000,000円 |
| 事 業 概 要 | 児童福祉施設の設置・運営 |
| 所 在 地 | 千葉県市川市妙典2-4-12 |
| 電 話 番 号 | 03-5908-8157 |



2. 利用施設

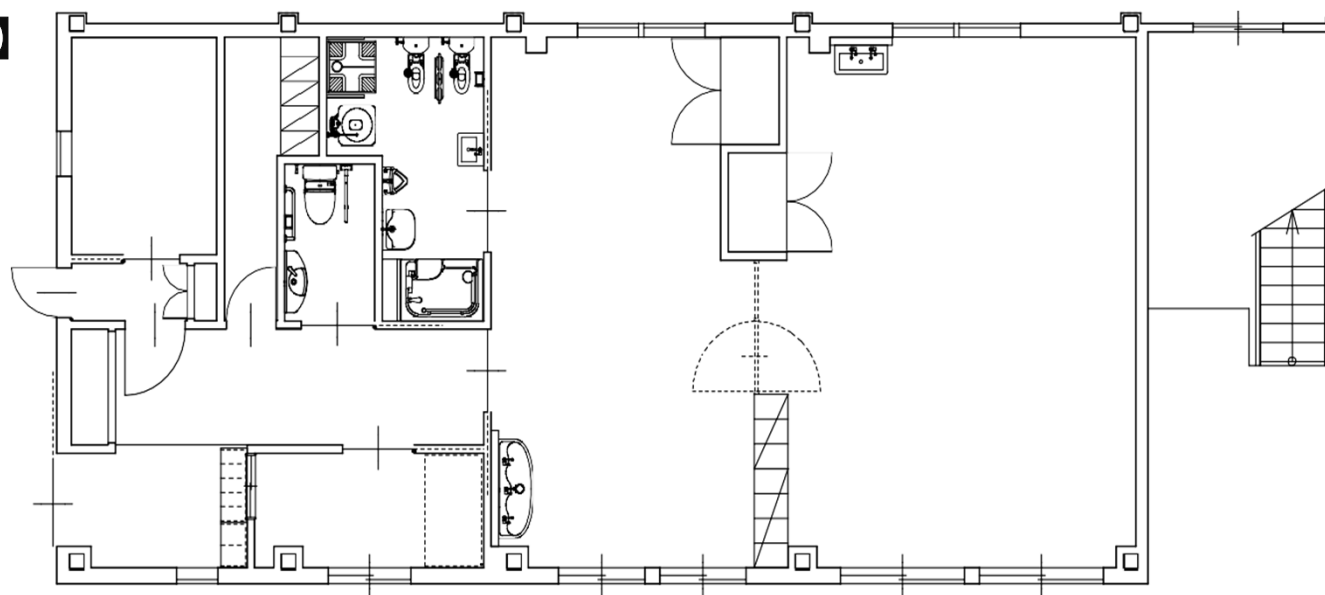
| | | | | |
|-----------|----------------------------------|-----|-----|-----|
| 施 設 種 類 | 保育所 | | | |
| 施 設 名 称 | まかな保育園 | | | |
| 所 在 地 | 東京都江東区扇橋2-24-1 | | | |
| 電 話 番 号 | 03-6810-5508/ (FAX) 03-6810-5509 | | | |
| 施 設 長 名 | 岡庭 | | | |
| 職 員 数 | 9名 | | | |
| 認 可 年 月 日 | 平成30年4月1日 | | | |
| 利 用 定 員 | 3号認定 | | | |
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
| | 0人 | 9人 | 10人 | 19人 |



3. 施設概要

| | | | |
|-------|--------|--------------------|-------------|
| 建 物 | 鉄骨造 | 3階建1階部分 | 延床面積 95.76㎡ |
| 施設の内容 | 1歳児保育室 | 1室 | 29.87㎡ |
| | 2歳児保育室 | 1室 | 20.34㎡ |
| | トイレ | 2室 | 9.20㎡ |
| | 調理室 | 1室 | 5.88㎡ |
| | その他 | 事務所ほか | 30.47㎡ |
| | 園庭 | 江東公園を園庭代替地として利用する。 | |

【保育園見取り図】





4. 職員体制

| 職名 | 人数 |
|--------|----|
| 園長 | 1人 |
| 副主任 | 1人 |
| 保育士 | 5人 |
| パート保育士 | 1人 |
| 栄養士 | 1人 |
| 調理師 | 1人 |



5. 保育を提供する日・時間・休園日等

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで |
| 開園時間 | 7時30分～19時30分 |
| 保育標準時間認定を受けた方の利用可能時間 | 7時30分～18時30分 |
| 保育短時間認定を受けた方の利用可能時間 | 9時00分～17時00分 |
| 休園日 | 年末年始（12月29日～1月3日） 及び日曜日・祝日 |

※あくまでも開園時間は上記となりますので、時間厳守をお願いいたします。



6. 利用者負担（保育料および実費徴収等）について

- (1) ※保育料は、保護者（父母ともに）の「市区町村民税所得割相当額」で算定します。
※保育料及び実費等に関しては、原則として毎月口座振替となっております。
※在籍中は出席がなくても保育料がかかります。
※月極延長保育料は希望者のみ保育料とは別途ご負担いただいております。
（区立園と同額：江東区保育園等入園のしおり参照）
- (2) 当園では保育料のほか、以下の費用を保護者にご負担いただいております。
- オムツ代（不足時） 50円/1枚 ※おむつのサブスクに登録の方は徴収いたしません
 - 体操教室代 1100円/月額（毎月ではありません）
 - 災害共済給付制度 210円/年額

 - 保育標準時間認定を受けた方
18時30分以降 200円/15分毎（スポット延長保育料、補食代含む）

 - 保育短時間認定を受けた方
7時30分～9時00分及び17時00以降 200円/15分毎（スポット延長保育料）

 - 延長保育料 開園時間を超える延長保育 800円/15分毎（スポット延長保育料）

 - その他 イベントなどの参加費等は事前に保護者様に承認を得てから、徴収いたします。費用については、当月末で締め翌月20日に口座振替となります。



7. 慣れ保育

- ・入園してしばらくは、環境の変化で心身ともに疲労やストレスを感じる子が多いです。新しい環境にスムーズに慣れる為に、保育時間を少しずつ長くしていきます。

①9:00～11:00（室内・戸外遊びまで）

②9:00～12:00（給食まで）

③9:00～15:00（午睡まで）

④9:00～16:00（おやつまで）

上記のスケジュールで慣れ保育を進めていきます。お子様の様子に応じてですが、入園後3週間前後は慣れ保育時間が必要な場合もあります。ご理解とご配慮をお願いいたします。



8. 利用の終了に関する留意事項

以下の場合には、保育の利用は終了となります。

- ・居住する市区町村による支給認定（2号認定または3号認定）を有しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき



9. 病気について

- ・ 持病など、保育をしていく上で注意しなければならないことは必ずお知らせください。
- ・ 前日、または朝から体調の優れない日には、登園を控えてください。
- ・ 原則、朝37.5℃以上ある場合はお預かりできません。また、発熱のない場合でも、激しい嘔吐や下痢等の症状がみられる場合は、登園を控えて頂く場合があります。
- ・ 登園後に発熱や嘔吐、下痢、伝染性疾患の疑いがある場合は緊急連絡先の優先順位通りにご連絡をし、お迎えに来ていただくことがあります。
帰宅後はなるべく早く医師の診断を受けるようにして下さい。
- ・ 特定の病気に罹患した際には、意見書、登園届が必要になります。



10. 非常災害時の対策

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 非常時の対応 | 別途消防計画の定めるとおり ※保育園にて閲覧可能 |
| 避難訓練 | 避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します |
| 管轄警察署 | 深川警察署 |
| 管轄消防署 | 深川消防署 |
| 緊急時避難場所 | 猿江恩賜公園（所在地）江東区猿江 木場公園（所在地）江東区平野・木場 |
| 緊急時連絡先 | 園長名義携帯：070-7513-1429 |



11. 保育内容に関する相談・意見・要望

| | |
|------------|--|
| 相談・苦情受付担当 | 千葉（副主任） |
| 相談・苦情受付責任者 | 岡庭（園長） |
| 第三者委員 | 社会福祉法人こころ福祉会 理事長 吉岡 清司 TEL 03-6206-4021 |



12. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について保育士が連携を取りながら毎日の視診やクラス巡回等で日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように保育を実施しております。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「虐待対応マニュアル」に沿って対応を行います。

なお、保育園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります。



13. 保険に関する事項

本園では、下記の賠償責任保険に加入しています。

| | |
|------|--------------------------|
| 保険会社 | あいおいニッセイ同和損保 |
| 保険金額 | 1事故につき上限10億円（1名につき上限3億円） |



14. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。



15. お支払いいただく費用

本園では、在園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結しています。こちらは、園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療や見舞金の給付を皆様に対して行う制度です。

| 受領する費用の種類 | 内容 | 金額（税込） |
|-----------|-------------|--------|
| 共済掛金 | 負傷、疾病、障害、死亡 | 210円/年 |

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|---|--|
| 負傷 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので療養に要する費用の額が5,000円以上のもの | 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝突による疾病・負傷による疾病 | |
| 障害 | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される） | 障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕 |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合1,500万円〕 |
| 突然死 | 運動などの行為に起因する突然死 | 死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合1,500万円〕 |
| 突然死 | 運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕 |

※原則、加入をお願いいたします。

※初回同意後、在園中は毎年自動更新となります。



16. 連携施設

本園は以下の施設と地域型保育事業に係る連携施設に関する協定を締結し実施します。

| | |
|------------|-----------------|
| 連携先の施設名称 | 千田保育園（認可保育所） |
| 連携先の施設所在地 | 東京都江東区千田22番8号 |
| 連携先の施設電話番号 | 03-5683-1266 |
| 連携先の施設運営法人 | 社会福祉法人みわの会 |
| 連携内容 | 保育内容の支援・代替保育の提供 |